

令和7年度会計年度任用職員募集用勤務条件シート

職 種	一般事務	
業務内容	健康増進課窓口受付業務、保健事業全般事務の補助	
必要資格等		
任用形態	パートタイム会計年度任用職員	
任用期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで	
配 属 先	保健福祉部健康増進課	
就業場所	赤磐市下市344番地 ※任用期間の途中で変更となる場合があります。	
募集人数	1人程度	
就業時間	始業：8時30分 から 終業：16時30分 まで（うち休憩時間：60分） （7時間／日以内、35時間／週以内）	
勤務を 要しない日	日曜日・土曜日・祝日等・年末年始の休日、その他所属長が指定する日	
時間外勤務	時間外・週休日・休日勤務 有	
給 与	給料・報酬	時給 1,120 円
	通勤手当・費用弁償	通勤距離や通勤方法に応じて支給（上限あり）
	その他	期末手当・勤勉手当
休 暇	年次有給休暇、公民権行使のための休暇、忌引休暇等 （赤磐市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の定めるところによる）	
社会保険等	適用あり	（健康保険 ・ 厚生年金保険 ・ 雇用保険 ）
選 考	選考方法	書類選考・面接
	選考時期	随時
担当部署 問い合わせ先	保健福祉部健康増進課健康増進班 電話：086-955-1117	
その他	1 任用期間満了時には、特に通知することなく退職となります。 2 所定の勤務日は、業務の都合等により変更することがあります。 3 会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務に関する各規定が適用され、かつ懲戒処分の対象となります。	

令和7年度会計年度任用職員募集用勤務条件シート

職 種	一般事務	
業務内容	各種入力、各種けんしん受付等事務を主とする保健事業全般事務の補助	
必要資格等		
任用形態	パートタイム会計年度任用職員	
任用期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで	
配 属 先	保健福祉部健康増進課	
就業場所	赤磐市下市344番地 ※任用期間の途中で変更となる場合があります。 ※各種けんしん会場での従事となる場合があります。	
募集人数	1人程度	
就業時間	始業：7時00分 から 終業：16時00分 まで（うち休憩時間：60分） （6時間／日以内、週3日程度） ※始業・終業時間、就業時間は、業務内容により調整となります。	
勤務を 要しない日	日曜日・土曜日・祝日等・年末年始の休日	
時間外勤務	時間外・週休日・休日勤務 有	
給 与	給料・報酬	時給 1,120 円
	通勤手当・費用弁償	通勤距離や通勤方法に応じて支給（上限あり）
	その他	
休 暇	年次有給休暇、公民権行使のための休暇、忌引休暇等 （赤磐市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の定めるところによる）	
社会保険等	適用なし	
選 考	選考方法	書類選考・面接
	選考時期	随時
担当部署 問い合わせ先	保健福祉部健康増進課健康増進班 電話：086-955-1117	
その他	1 任用期間満了時には、特に通知することなく退職となります。 2 所定の勤務日は、業務の都合等により変更することがあります。 3 会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務に関する各規定が適用され、かつ懲戒処分の対象となります。	

令和7年度会計年度任用職員募集用勤務条件シート

職 種	一般事務	
業務内容	各種入力、各種けんしん受付等事務を主とする保健事業全般事務の補助	
必要資格等		
任用形態	パートタイム会計年度任用職員	
任用期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで	
配 属 先	保健福祉部健康増進課	
就業場所	赤磐市下市344番地 ※各種けんしん会場での従事となる場合があります。	
募集人数	3人程度	
就業時間	始業：7時00分 から 終業：17時00分 まで（うち休憩時間：60分） （7時間／日以内、70時間／月以内） ※始業・終業時間、就業時間は、業務内容により調整となります。	
勤務を 要しない日	日曜日・土曜日・祝日等・年末年始の休日	
時間外勤務	時間外・週休日・休日勤務 無	
給 与	給料・報酬	時給 1,120 円
	通勤手当・費用弁償	通勤距離や通勤方法に応じて支給（上限あり）
	その他	期末手当・勤勉手当
休 暇	年次有給休暇、公民権行使のための休暇、忌引休暇等 （赤磐市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の定めるところによる）	
社会保険等	適用なし	
選 考	選考方法	書類選考・面接
	選考時期	随時
担当部署 問い合わせ先	保健福祉部健康増進課健康増進班 電話：086-955-1117	
その他	1 任用期間満了時には、特に通知することなく退職となります。 2 所定の勤務日は、業務の都合等により変更することがあります。 3 会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務に関する各規定が適用され、かつ懲戒処分の対象となります。	